

資料 1

令和 6 年度運営指導における主な指摘事項 (居宅介護支援)

1 運営指導について

運営指導は、介護保険法第 23 条に基づき、「施設等の適正な運営」、「介護給付等対象サービスの質の確保」、「保険給付の適正化」などを踏まえ、介護サービス事業者等の育成・支援等を目的として実施するものです。

令和 6 年度の運営指導にて指摘の多かった事項や特に注意していただきたい事項をまとめましたので、ご確認のうえ、適切なサービスの実施に努めてください。

2 令和 6 年度の運営指導の概要

年度	サービス種別	運営指導実施件数
令和 6 年度	地域密着型通所介護	7
	認知症対応型通所介護	2
	認知症対応型共同生活介護	4
	居宅介護支援	8
計		21

3 本書の読み方

＜減算・過誤＞は、減算又は過誤の指摘を行った項目に表記しています。

＜ここで使用する根拠法令の正式名称（居宅介護支援）＞

「法」：介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

「施行規則」：介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）

「市条例」：立川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
（平成 30 年 3 月 27 日条例第 18 号）

「老企 22 号」：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）

「老企 36 号」：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）

「告示」：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 20 号）

1 運営に関する基準

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容 【根拠法令】
内容及び 手続きの 説明及び 同意	1	重要事項説明書に「秘密の保持」が記載されていませんでした。	重要事項説明書に必要な項目は、運営規程の概要、居宅介護支援専門員の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制など基準省令の解釈通知で例示されている項目については、必ず記載してください。 勤務体制を記載する際の従業員の員数については、人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と表記することも可能です。 【市条例第10条第1項、老企22号第2の3(2)】
	2	重要事項説明書に「事故発生時の対応」が記載されていませんでした。	指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を記載してください。 【市条例第10条第1項、老企22号第2の3(2)】
指定居宅 介護支援 の具体的 取扱方針	3	居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行っていない事例がありました。	居宅で生活するにあたりどのような状態であるか、課題分析標準項目（23項目）を用いたアセスメントを行い、自立した生活を支援するための課題分析を行ってください。 本人・家族の希望のみでサービスを位置付け、「アセスメント」と「位置付けたサービス」の整合性がない場合があります。サービスを位置付ける際の根拠となるよう、十分に課題分析を行い、記録する必要があります。 【市条例第20条第4号、老企22号第2の3(8)⑦】
	4	アセスメントが不十分（項目ごとの現在の状況の選択肢を選ぶのみ）であり、利用者の心身の状況や課題を把握できていない事例がありました。	
	5	アセスメントの記録が課題分析標準項目を満たしておらず、利用者の日常生活全般の把握が不十分で、課題が把握できていない事例がありました。	
	6	アセスメントの結果の記録から、解決すべき課題に対応するために位置付けられたサービスの組合せかどうか確認できない事例がありました。	
			アセスメントにより抽出した「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」に対し、それを解決するための具体策を専門的見地から考察し、介護保険外のサービスを含めた最適なサービスの組合せを行ってください。 【市条例第20条第7号、老企22号第2の3(8)⑨】

	7	居宅サービス計画の原案の内容について、担当者へ照会等により意見を求めている記録がない事例がありました。	ケアプランを作成（変更）するときは、サービス担当者会議を招集し、やむを得ない理由により欠席する場合は、サービス担当者へ照会等により意見を求め、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報等やケアプラン原案の内容を共有してください。 また、担当者に意見を求めたことが分かるように記録してください。 サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容については、記録するとともに当該記録は、2年間保存してください。 【市条例第20条第8号、老企22号第2の3(8)⑩】
	8	サービス担当者会議は開催しているが、当該サービス担当者会議の要点について、記録していない事例がありました。	
	9	居宅サービス計画を担当者に交付したことが確認できない事例がありました。	居宅サービス計画を作成した際には、遅延なく利用者及び担当者に交付しなければなりません。 なお、利用者及び担当者の交付したことを記録に残してください。 【市条例第20条第10号、老企22号第2の3(8)⑫】
	10	医療サービス（訪問看護、通所リハビリ等）を位置付ける際に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めたり、作成した居宅サービス計画を主治医等に交付していることが確認できない事例がありました。	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画を主治医等に交付してください。 なお、主治医等に交付したことを記録に残してください。 【市条例第20条第20号、老企22号第2の3(8)⑳】
	11	福祉用具貸与を位置付ける際に、福祉用具の必要性又は継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証しているかどうか、記録がなく確認できない事例がありました。	福祉用具貸与を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載してください。 また、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載してください。 【市条例第20条第23号、老企22号第2の3(8)㉔】

業務継続計画の策定等	12	居宅介護支援事業所における感染症及び災害の業務継続計画が未策定でした。	「業務継続計画」には、下記項目を記載してください。 各項目の記載内容については、厚労省のホームページ「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。 ① 感染症に係る業務継続計画 - a 平時からの備え - b 初動対応 - c 感染症拡大防止体制の確立 ② 災害に係る業務継続計画 - a 平時の対応 - b 緊急時の対応 - c 他施設及び地域との連携 また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施してください。 なお、業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から利用者全員について減算となりますので、注意してください。 【市条例第9条の2第1項、第2項、老企22号第2の3(18)②、③、④】
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	13	居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針が未整備でした。	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、以下の措置を講じてください。 ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施すること。 【市条例第23条の2第1項、第2項、第3項、老企22号第2の3(17)】
掲示	14	事業所の見やすい場所に、重要事項の掲示がなく、また重要事項等を記載したファイル等の備え付けがされていませんでした。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。 また、令和7年4月1日から、重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービ

			ス情報公表システム）に掲載することになりましたので、注意してください。 【市条例第 24 条第 1 項、老企 22 号第 2 の 3(18)①】
秘密保持	15	従業者に対する利用者等の秘密保持について、必要な措置を講じていませんでした。	採用時及び退職後についても利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、守秘義務を守る旨を記載した誓約書の提出を求める、又は雇用契約書に秘密を保持する旨を明記するなど、必要な措置を講じてください。 【市条例第 25 条第 1 項、第 2 項、老企 22 号第 2 の 3(19)①、②】
	16	利用者及び家族の個人情報を用いているが、家族の同意を得ていない事例がありました。	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てください。 【市条例第 25 条第 3 号、老企 22 号第 2 の 3(19)③】

2 介護給付費の算定及び取扱い

項 目	No.	指 摘 事 項	指 導 内 容 【根拠法令】
同一建物等に居住する利用者に対する取扱い	17	指定居宅介護支援事業所と同一の建物および隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行っているが、当該利用者に対して所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定していない事例がありました。	下記に該当する利用者に対しては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定してください。 ア 指定居宅介護支援事業所と同一の建物、同一の敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に居住する利用者 イ 指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者 ＜減算・過誤＞ 【告示別表イ注 5、老企 36 号第 3 の 10】
特定事業所加算	18	研修計画について、介護支援専門員の個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等が定められておらず、研修目標の達成状況も明確になっていない事例がありました。	年度計画は、少なくとも次年度が始まる前までに、毎年度作成することが必要です。 介護支援専門員ごとに、研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を個別具体的に定めてください。 また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認してください。 【告示別表ハ、老企 36 号第 3 の 14】

入院時情報連加算	19	入院時情報連携加算について、利用者の入院の翌日に必要な情報提供を行ったが、記録していない事例がありました。	入院時情報連携加算を算定する場合は、下記2点を全て行ってください。 ① ア 入院時情報連携加算（Ⅰ） 利用者が入院した日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供すること。 イ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 利用者が入院した翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供すること。 ② 「情報提供を行った日時」、「場所（医療機関等へ出向いた場合）」、「内容」及び「提供手段（面談、FAX等）」等について居宅サービス計画等に記録すること。 ＜減算・過誤＞ 【告示別表ホ、老企36号第3の16】
退院・退所加算	20	退院・退所加算の請求について、算定要件を満たすカンファレンスを行っておらず、カンファレンスに参加した場合の利用者又は家族に提供した文書の写しの添付がないにもかかわらず当該加算を算定している事例がありました。	カンファレンスの参加者は下記のとおりです。 また、退院後に福祉用具貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するものです。 病院又は診療所 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3を満たすもの。 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等を除いて、3者必要となります。（実際に集まるのは4者以上となります）また、3者のカウントの仕方についてですが、 ア 在宅療養担当医療機関の保険医又は看護師等 イ 保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士 ウ 保険薬局の保険薬剤師 エ 訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 オ 介護支援専門員 カ 相談支援専門員 ア～カのうち、いずれか3者以上参加していることが要件となります。（例えばエから2名参加していても、1者の扱いとなる） カンファレンスに参加した場合は、国の定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス

			計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。 ＜減算・過誤＞ 【告示別表への注、老企 36 号第 3 の 17】
--	--	--	---

※介護予防支援については、令和 6 年度は運営指導を実施していません。